

横浜市放課後キッズクラブ運営法人の再選定に関する要綱

制 定 平成 23 年 7 月 1 日こ放第 206 号

最近改正 令和 4 年 1 月 4 日こ放第 1803 号

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定に関する要綱（平成 17 年 12 月 20 日福子放第 10167 号。以下「選定要綱」という。）第 1 条第 2 項に規定する放課後キッズクラブ運営法人の再選定に必要な手続きを定めるものである。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱（平成 22 年 3 月 17 日こ放第 879 号）、横浜市放課後キッズクラブ事業補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 2 日福子放第 10304 号）及び選定要綱の例による。

(運営継続の意思及び申請書類等)

第 3 条 区長が再選定をしようとするときは、あらかじめ期日を定め、運営法人に対して当該校放課後キッズクラブの運営継続の意思を確認しなければならない。

2 前項の規定に基づき、運営継続の意思を示した運営法人は、横浜市放課後キッズクラブ運営法人再選定に係る申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 経営方針
- (2) 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定・給与規定等）
- (3) 自己評価表
- (4) 直近 2 年間の決算書類（貸借対照表及び損益計算書に準ずるもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(再選定基準)

第 4 条 運営法人の再選定については、次の各号に掲げる事項等を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 放課後キッズクラブ事業の趣旨について理解し、当該校放課後キッズクラブにおいて良好な事業実績があること。
- (2) 地域や学校との連携を図りながら、小学校施設等を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を、効果的に提供できていること。
- (3) 今後も安定した経営が見込まれること。

(再選定評価委員会)

第 5 条 区長は、選定要綱第 3 条第 2 項に定める運営法人の再選定にあたり、区放課後キッズクラブ運営法人再選定評価委員会（以下「再選定評価委員会」という。）を設置する。

2 再選定評価委員会は、区長に提出された申請書類等に基づき、運営法人の評価等を行い、区長にその評価内容を報告するものとする。

3 再選定評価委員会の運営に必要な事項は、区長が別に定める。

(再選定方法及び公表等)

第6条 区長は、再選定評価委員会の結果を参考に、再選定の可否について決定するものとする。

- 2 区長は、再選定結果を速やかに運営法人に通知するとともに、その結果を公表するものとする。
- 3 前項に規定する通知は、放課後キッズクラブ運営法人再選定決定通知書(第2号様式)又は放課後キッズクラブ運営法人選定結果通知書(第3号様式)により行うものとする。
- 4 区長は、運営法人を選定したときは、速やかにこども青少年局長へ報告するものとする。
- 5 区長は、運営法人を再選定しないときは、選定要綱第3条第1項の規定により、運営法人の選定を行うものとする。

(再選定期間)

第7条 再選定の期間は、再選定期間の開始日の属する会計年度から起算して、5年目の会計年度の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、前項の規定の範囲内において、選定の期間を別に定めることができる。
- 3 次の各号に掲げる事項により運営することが適当でないと認めるとき、区長は、法人の選定の取消又は運営の停止を命じることができる。
 - (1) 正当な理由なく本市の指示に従わないとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (3) 児童虐待等により、児童及び保護者の信用を失墜したとき
 - (4) 放課後キッズクラブにおいて、営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき
 - (5) その他運営することが著しく適当でないと区長が認めるとき
- 4 不可抗力又はこれに類する事由により、運営の継続が困難となった場合、区長は法人の選定の取消し又は運営の停止を命じることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、こども青少年局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

(第1号様式)

横浜市放課後キッズクラブ運営法人再選定に係る申請書

年 月 日

(あて先) 横浜市 区長

住所 (主たる事務所の所在地)

電話 () -
氏名 (法人名又は団体名及び代表者の職氏名)

次の放課後キッズクラブ運営法人の再選定を希望するため、申請書を提出します。

放課後キッズクラブ名 : _____

注1 この申請書は、再選定を希望する放課後キッズクラブごとに作成してください。

(第2号様式)

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市

区長

放課後キッズクラブ運営法人再選定決定通知書

年 月 日付で申請のありました 放課後キッズクラブ運営
法人の選定について、以下のとおり貴社（貴団体）を再選定することとしましたので通知
いたします。

1 放課後キッズクラブ名

2 運営法人

(1) 名称

(2) 所在地

3 選定期間

年 月 日から 年 月 日まで

(第3号様式)

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市

区長

放課後キッズクラブ運営法人再選定結果通知書

年 月 日付で申請のありました 放課後キッズクラブ運営
法人の選定について、貴社（貴団体）を再選定するに至りませんでしたので、再選定結果を
通知いたします。